

# 平成24年第1回県議会定例会

## 条例案等の概要

	ページ
I 提出予定議案の概要……………	1
II 主な条例案等……………	1
III その他の提出予定議案……………	14

## I 提出予定議案の概要

区 分	平成 24 年度関係	平成 23 年度関係	計
条 例 の 制 定	2 件	— 件	2 件
条 例 の 廃 止	1 件	— 件	1 件
条 例 の 改 正	18 件	12 件	30 件
市 町 負 担 金	1 件	1 件	2 件
そ の 他	4 件	9 件	13 件
計	26 件	22 件	48 件

## II 主な条例案等

### <平成 24 年度関係>

#### 【条 例】

#### ○ 地域主権改革一括法の制定等に伴い制定、廃止又は改正するもの 9 条例（資料 1 参照）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 1 次一括法及び第 2 次一括法）が成立し、関係法令が一部改正されたことに伴い、新たに条例委任事項となった施設・公物設置管理基準を規定、又は県の権限を市町村へ移譲する必要があるため、関係条例の制定、廃止又は改正を行う。

※：地域主権改革一括法関係以外の改正

#### ① 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の一部改正に伴い、鳥獣保護区等を表示する標識の寸法に係る基準を定める条例を制定する。

[環境農政局水・緑部自然環境保全課 TEL 045-210-4302]

#### ② 風致地区条例を廃止する条例

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴い、面積が 10 ヘクタール以上の風致地区に関する条例の制定権限が市町村に移譲されたため、条例を廃止する。

[環境農政局水・緑部自然環境保全課 TEL 045-210-4302]

#### ③ 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条第 3 項ただし書の規模を定める条例の一部を改正する条例

公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正に伴い、都市計画施設の区域内等にある土地を譲渡する際に届出が必要となる面積要件を定める権限が市に移譲されたため、条例の適用区域から市を削除する。

[政策局政策総務部土地水資源対策課 TEL 045-210-3102]

#### ④ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- ・ 条例に基づき市町村に移譲していた事務の一部が法令に基づく市町村の事務とされたため、移譲対象事務及び対象市町村の削除等を行う。
- ・ 知事の権限に属する「環境配慮推進事業所の登録事務等」に関し、一部市町村と権限移譲の協議が整ったことから、対象事務を追加するほか、神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例等の経過措置が終了することに伴い、対象事務の削除等を行う。※

[総務局企画調整部市町村行政課 TEL 045-210-3160]

⑤ 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

へき地教育振興法の一部改正に伴い、へき地学校等の指定やへき地手当の月額等が条例委任事項とされたため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与課 TEL 045-210-2156]

⑥ 認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例

- ・ 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴い、認定こども園の認定要件を定めるなど、所要の改正を行う。
- ・ 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、満3歳以上の子どもに対する食事の提供を外部搬入により行うことができる対象施設の範囲を「幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園」から「認定こども園」に改める。※

[県民局くらし文化部学事振興課 TEL 045-210-3761]

⑦ 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場法の一部改正に伴い、公衆浴場の設置場所の配置基準に関する権限が保健所設置市に移譲されたため、保健所設置市に係る規定を削除する。

[保健福祉局生活衛生部環境衛生課 TEL 045-210-4931]

⑧ 神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例

- ・ 公営住宅法の一部改正に伴い、公営住宅への単身者入居を制限する同居親族要件が廃止されたが、本県としては同要件を継続させるため、同要件を規定するなど、所要の改正を行う。
- ・ 県営住宅家賃の滞納防止策として、生活保護制度における県営住宅家賃の代理納付（住宅扶助の代理納付）の拡大を図るため、保護の実施機関が県営住宅の入居者に代わり家賃を納付する場合の納付期日を別途規則に定める旨の規定を設ける。※

[県土整備局建築住宅部公共住宅課 TEL 045-210-6534]

⑨ 神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例

水道法の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者の配置基準等が条例委任事項とされたため、同基準の規定の新設等を行う。

[企業局事業計画部経営課 TEL 045-210-7211]

○ 知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例（資料2参照）

本県は危機的な財政状況にあり、今後の県政運営に当たり、県庁全体がより一層の危機意識を持って取り組んでいくために、知事等の特別職及び管理職を対象として、給与を減額するための条例を制定する。

[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2153]

○ 職員定数等の改正を行うもの3条例（資料3参照）

事務事業の見直し、県立学校及び小中学校の児童・生徒数等に基づく学級数の増、地方警察職員の増員等に伴い、職員定数を変更するなど、所要の改正を行う。

① 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

② 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

③ 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2153]

○ **神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例（資料 4 参照）**

東日本大震災後のエネルギー需給対策の情勢等を踏まえ、太陽光発電など新エネルギーの導入をより一層促進するため、建築物温暖化対策計画書の提出対象となる建築物の規模を引き下げるなどの計画書制度の見直しに伴い、計画書制度の運用に関し、所要の改正を行う。

[環境農政局新エネルギー・温暖化対策部地球温暖化対策課 TEL 045-210-4051]

○ **神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例**

将来、県内において地域医療を担う医師の育成及び確保を図るため、平成 24 年度から入学定員を増員する北里大学及び東海大学の入学者を神奈川県地域医療医師修学資金の貸付対象に加える。

[保健福祉局保健医療部医療課 TEL 045-210-4861]

○ **食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例**

生食用食肉を原因とする腸管出血性大腸菌食中毒の発生を受けて、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」が一部改正されたことに伴い、生食用食肉を取り扱う食肉処理業、食肉販売業、飲食店営業及び総菜製造業の施設基準を追加する。

[保健福祉局生活衛生部食品衛生課 TEL 045-210-4933]

○ **神奈川県立の高等職業技術校等に関する条例の一部を改正する条例**

高等職業技術校再編整備計画に基づき、平成 25 年 4 月に開校を予定している神奈川県立西部総合職業技術校（秦野市桜町二丁目 1 番 3 号）について、入校生の選考等の業務を開始するため、平成 24 年 10 月 1 日付けで同校を設置する。

[商工労働局労働部産業人材課 TEL 045-210-5701]

**【その他】**

○ **神奈川力構想・基本構想の変更について（資料 5 参照）**

「神奈川力構想・基本構想」を「かながわグランドデザイン 基本構想」に変更するため、「神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例」第 3 条第 1 項の規定により提案する。

[政策局政策調整部総合政策課 TEL 045-210-3051]

○ **神奈川県科学技術政策大綱の変更について（資料 6 参照）**

神奈川県科学技術政策大綱を変更するため、「神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例」第 3 条第 1 項の規定により提案する。

[政策局政策調整部科学技術政策課 TEL 045-210-3070]

**<平成 23 年度関係>**

**【条 例】**

○ **神奈川県県税条例の一部を改正する条例（資料 7 参照）**

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の道府県民税（均等割）の標準税率が引き上げられたことに伴い、本県における防災のための施策に必要な財源を確保するため、個人県民税（均等割）の税率を引き上げる。

[政策局財政部税制企画課 TEL 045-210-2300]

○ 介護保険法施行条例の一部を改正する条例（資料 8 参照）

介護保険法等の一部改正に伴い、介護サービス情報の公表制度に係る手数料について、指定調査機関への介護サービス情報調査手数料及び指定情報公表センターへの介護サービス情報公表手数料に関する規定が削除されたため、指定調査機関等に手数料を納付する旨の規定の削除等を行う。

[保健福祉局福祉・次世代育成部介護保険課 TEL 045-210-4801]

○ 神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例（資料 9 参照）

道路交通法施行令等の一部改正に伴い、運転免許等に関する手数料の標準額が改められたため、本県の運転免許交付等に係る手数料の額を変更するとともに、運転経歴証明書再交付手数料（1,000 円）の新設等を行う。

[警察本部交通部運転免許本部免許課 TEL 045-211-1212 内線 785-211]

[警察本部交通部運転免許本部試験課 TEL 045-211-1212 内線 785-411]

## 地域主権改革一括法の制定等に伴う条例の制定等について

### 1 法の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次及び第2次一括法（いわゆる地域主権改革一括法））が、平成23年5月及び8月に公布された。

これらは、自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、地方分権改革推進計画及び地域主権戦略大綱に基づき、施設等の設置管理基準の条例委任等の「義務付け・枠付けの見直し」及び「市町村への権限移譲」を行うものである。

### 2 本県の取組

法の成立に伴い、「義務付け・枠付けの見直し」及び「市町村への権限移譲」に関連して条例の制定、廃止又は改正が必要なものについては、順次整備を図っていく。

#### (1) 「施設・公物設置管理基準の条例委任」等への対応

施設・公物の設置管理基準が条例に委任されるものなどについて、地域の実情を踏まえ、関係条例の制定等を行う。

#### (2) 「市町村への権限移譲」への対応

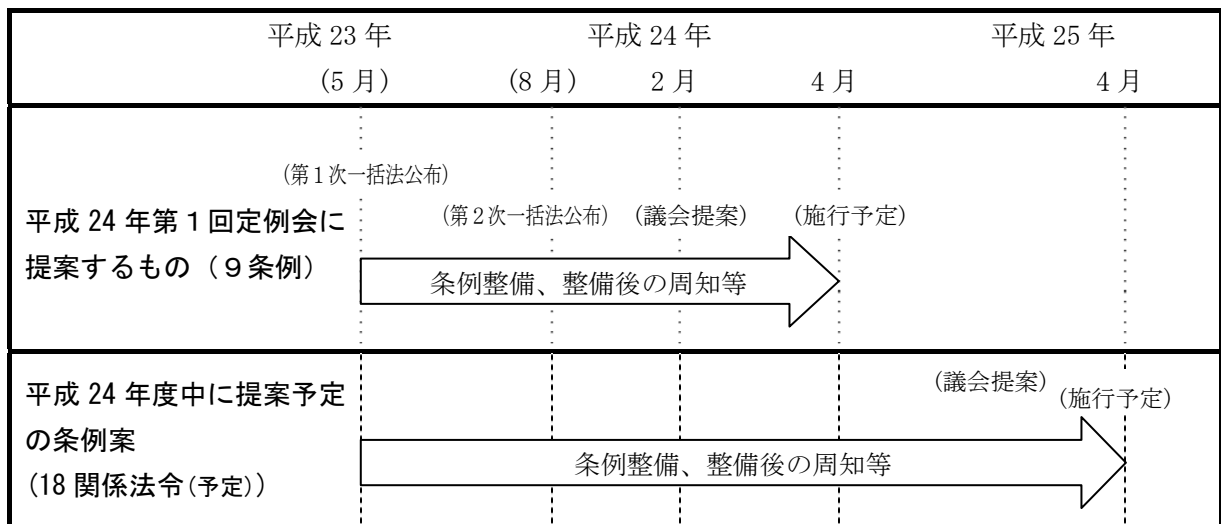
##### ア 事務処理の特例に関する条例の改正

事務処理の特例に関する条例で県から市町村へ移譲している事務については、同条例に位置づける必要がなくなることから、移譲事務及び対象市町村を削除する。

##### イ 事務処理の特例に関する条例以外について

条例の制定主体が拡大されることに伴い、関係する県条例について、所要の改正を行う。

#### 【参考】条例の制定等に係る主なスケジュール



#### 問い合わせ先

政策局広域行政部広域行政課長

川瀬 電話 045-210-3140

政策局広域行政部広域行政課地方分権グループ

中羽 電話 045-210-3149

## 知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例案の概要

## 1 目 的

本県は危機的な財政状況にあり、今後の県政運営に当たり、県庁全体がより一層の危機意識を持って取り組んでいくために、知事等の特別職及び管理職を対象として、給与を減額するため、所要の定めを行う。

## 2 内 容

## (1) 特別職の期末手当の減額

区 分	期末手当の減額率
知 事	15%
副 知 事	13%
公 営 企 業 管 理 者	10%
教 育 長	10%
常 勤 の 監 査 委 員	8%
特 別 職 の 秘 書	8%

## (2) 管理職の管理職手当の減額

区 分	管理職手当の減額率
職員のうち、管理職手当受給者	10%
学校職員のうち、管理職手当受給者	10%

## (3) 実施期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日

## 3 施行期日

平成24年4月1日

## 問い合わせ先

(特別職関係について)

総務局組織人材部人材課 河鍋 電話 045-210-2153

総務局組織人材部人材課企画グループ 和田 電話 045-210-2160

(管理職関係について)

総務局組織人材部労務給与課 笹島 電話 045-210-2156

総務局組織人材部労務給与課労務給与グループ 片岡 電話 045-210-2180

## 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例案等の概要

## 1 目的

事務事業の見直し、県立学校及び小中学校の児童・生徒数等に基づく学級数の増、地方警察職員の増員等に伴い、「神奈川県職員定数条例」、「市町村立学校職員定数条例」及び「神奈川県地方警察職員定数条例」に規定する職員定数を変更するなど、所要の改正を行う。

## 2 内容

## (1) 平成24年度職員定数及び前年度比較表

条例名	区 分	改 正 (平成24年度)A	現 行 (平成23年度)B	差 引 増 減 A-B	
神奈川県 職員定数 条例	知 事	7,629 人	7,731 人	▲ 102 人	
	公 営 企 業 管 理 者	1,009	1,009	0	
	議 会	78	78	0	
	選 挙 管 理 委 員 会	6	6	0	
	監 査 委 員	42	42	0	
	人 事 委 員 会	34	34	0	
	教育委員会(学校以外の教育機関を含む。)		806	808	▲ 2
	教育委員会の所管に 属する学校	校 長 及 び 教 員	11,900	11,758	142
		そ の 他 の 職 員	1,169	1,179	▲ 10
	小 計		13,069	12,937	132
	労 働 委 員 会		22	22	0
神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会		4	4	0	
合 計		22,699	22,671	28	
市町村立 学校職員 定数条例	小 学 校	24,644	24,551	93	
	中 学 校	13,545	13,335	210	
	特 別 支 援 学 校	1,431	1,407	24	
	高等学校(定時制の課程を置くもの)	19	19	0	
	合 計		39,639	39,312	327
神奈川県 地方警察 職員定数 条例	警 察 官	警 視	388	387	1
		警 部	915	914	1
		警 部 補 及 び 巡 査 部 長	9,320	9,309	11
		巡査(警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。)	4,884	4,880	4
		小 計	15,507	15,490	17
	警 察 官 以 外 の 職 員		1,688	1,697	▲ 9
合 計		17,195	17,187	8	
総 計		79,533	79,170	363	

## (2) その他

ア 神奈川県地方警察職員定数条例について、上位の階級の定数を下位の階級の定数に流用できる旨の規定の追加等を行う。

イ 神奈川県職員定数条例、市町村立学校職員定数条例及び神奈川県地方警察職員定数条例について、定数の外に置くことができる職員の明確化を図る。

## 3 施行期日

平成24年4月1日

問い合わせ先

総務局組織人材部人材課

河鍋 電話 045-210-2153

総務局組織人材部人材課企画グループ

船山 電話 045-210-2160



## 神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例案の概要

### 1 目的

東日本大震災後のエネルギー需給対策の情勢等を踏まえ、太陽光発電など新エネルギーの導入をより一層促進するため、建築物温暖化対策計画書の提出対象となる建築物の規模を引き下げるなどの計画書制度の見直しに伴い、計画書制度の運用に関し、所要の改正を行う。

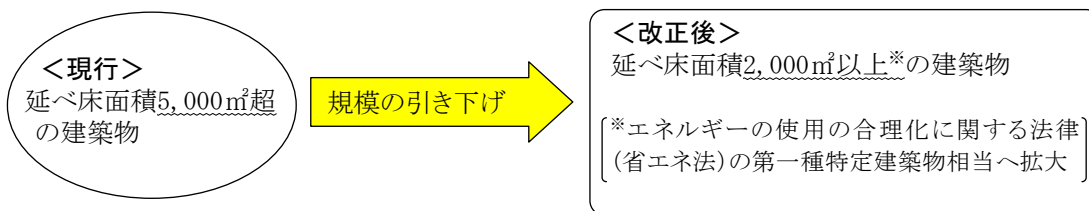
### 2 内容

#### (1) 特定建築物の規模に係る規定の改正

建築物温暖化対策計画書制度の対象となる特定建築物について、規模の引き下げを前提として、「規則で定める規模を超える建築物」とあるのを「規則で定める規模以上の建築物」の文言に改正する。

#### 【参考】規則で定める規模について

建築物温暖化対策計画制度では、新エネルギー等を活用した設備機器の導入検討を義務付けていますが、建築物への新エネルギー等の導入を促進するため、対象となる建築物の範囲（延べ床面積）を拡大します。（別途、規則改正で対応）



#### (2) その他計画書制度の運用に係る改正

代表者の氏名の変更など軽微な変更について、変更の届出を省略する規定を追加する。

### 3 施行期日

平成24年6月1日

ただし、特定建築物の規模については、同年10月1日から施行する。

### 4 経過措置

- (1) 特定建築物の規模に係る規定の改正については、平成24年10月1日以後に建築基準法の確認申請又は計画通知をする建築物について適用する。
- (2) その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

#### 問い合わせ先

環境農政局新エネルギー・温暖化対策部地球温暖化対策課長

宮越 電話 045-210-4051

環境農政局新エネルギー・温暖化対策部地球温暖化対策課計画書審査グループ

池貝 電話 045-210-4083

## 神奈川力構想・基本構想の変更

### 1 変更の理由

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による社会環境の変化などを踏まえて、エネルギー政策や大規模災害対策を中心に「神奈川力構想・基本構想」を見直したことに伴い、これまでの「神奈川力構想・基本構想」を「かながわグランドデザイン 基本構想」に変更する。

### 2 「かながわグランドデザイン 基本構想」の概要

#### (1) 基本目標

##### ア 基本理念

「いのち輝くマグネット神奈川」を実現する

##### イ 神奈川の将来像

- ・ 行ってみたい、住んでみたい、人を引きつける魅力あふれる神奈川
- ・ いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川
- ・ 県民総力戦で創る神奈川

#### (2) 政策の基本方向

##### ア 政策展開の基本的視点

- ・ 神奈川からエネルギー政策を転換します
- ・ 環境と共生し持続可能な社会づくりを進めます
- ・ 暮らしの安全・安心を確保します
- ・ 地域に活力を生み出します
- ・ 少子化、高齢化への対応を進めます
- ・ 豊かさの質的充実を支援します
- ・ 県民との協働・連携を強化します
- ・ 地域主権を実現し、広域連携の強化など広域自治体としての責任を果たします

##### イ 政策分野別の基本方向

「エネルギー・環境」、「安全・安心」、「産業・労働」、「健康・福祉」、「教育・子育て」、「県民生活」及び「県土・まちづくり」の7つの政策分野ごとに、2025年にめざすすがたと政策の基本方向を示した。

##### ウ 地域づくりの基本方向

「川崎・横浜地域圏」、「三浦半島地域圏」、「県央地域圏」、「湘南地域圏」及び「県西地域圏」の5つの地域政策圏を設定し、それぞれの地域政策圏のめざすすがたと政策展開の方向を示した。

#### 問い合わせ先

政策局政策調整部総合政策課

早川 電話 045-210-3051

政策局政策調整部総合政策課計画グループ

鈴木 電話 045-210-3061

## 神奈川県科学技術政策大綱の変更

### 1 変更の理由

超高齢社会の到来に伴う医療・健康に対するニーズの高まりや、東日本大震災の発生及び福島第一原子力発電所の事故など、社会環境の変化に対応するとともに、現在の計画期間（平成23年度まで）終了後も、国の「第4期科学技術基本計画」を踏まえて、さらに科学技術政策を推進していく必要があるため、神奈川県科学技術政策大綱の変更を行う。

### 2 概要

#### (1) 計画期間

2012（平成24）年度～2016（平成28）年度（5年間）

#### (2) 基本目標

- ア 神奈川から、科学技術による産業・経済の一層の発展を促す
- イ 生活の質の向上を実感できるよう、科学技術を社会に活用する
- ウ 科学技術への理解を促し、科学技術革新を担う人材を輩出する

#### (3) 施策の基本的な方向

- ア 産学公の各機関との連携を図りながら、世界に発信し、リードする産業力につながる活動に取り組みます。
- イ 県民生活のニーズに対応した重点的な研究活動やより良い生活環境づくりのための活動に取り組みます。
- ウ 科学技術に関わる活動の情報発信や理解増進・人材育成に取り組みます。

#### (4) 県の役割等

##### ア 県の役割

(ア) 「科学技術」と産業・県民生活をつなげる

##### (イ) 重点的な研究活動の展開

県の政策の方向性に合致し、産業及び県民生活のニーズ並びに課題解決という視点から、重点研究目標を設定

- a 神奈川からのエネルギー政策の転換に向けた技術やシステムの向上に資する研究（創エネ、省エネ、蓄エネ等）
- b 超高齢社会に対応した技術やシステムの向上に資する研究（医療・福祉技術、食の安全性等）

##### イ 県の科学技術政策推進機関の活動

県試験研究機関や(財)神奈川科学技術アカデミーの活動の基本方向及び、県と大学、企業、研究機関等とのネットワークの形成

#### 問い合わせ先

政策局政策調整部科学技術政策課長

平田 電話 045-210-3070

政策局政策調整部科学技術政策課科学技術政策グループ

田邊 電話 045-210-3071

## 神奈川県県税条例の一部を改正する条例案の概要

### 1 目的

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の道府県民税（均等割）の標準税率が引き上げられたことに伴い、本県における防災のための施策に必要な財源を確保するため、個人県民税（均等割）の税率を引き上げる。

### 2 内容

平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人県民税（均等割）の税率を500円引き上げる。

※ 所得が非課税限度額以下の場合は、均等割が課税されないため、影響は生じない。

### 3 増収見込額

単年度平均 約23億円

※ なお、平成23年12月の地方税法改正によって措置された個人県民税（所得割）の退職所得課税の見直しによる増収分についても、防災施策の財源に充てることとされているため、これを加えた本県の増収見込額は、単年度平均で約29億円となる。

### 4 施行期日

公布の日

#### 【参考】国が示している防災施策の例

①防災拠点施設、②防災資機材等備蓄施設、③非常用電源、④拠点避難地、⑤津波避難タワー  
⑥避難路、⑦避難所において防災機能を強化するための施設、⑧全国瞬時警報システム（J-ALERT）、⑨地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設の耐震化、⑩不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震化、⑪災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設の耐震化、⑫津波浸水区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設及び公用施設の移転 等

#### 問い合わせ先

（税制措置及び条例改正について）

政策局財政部税制企画課長

武井 電話 045-210-2300

政策局財政部税制企画課税制グループ

長谷川 電話 045-210-2306

（財源を活用する防災施策について）

安全防災局危機管理部企画調整課長

和田 電話 045-210-3410

安全防災局危機管理部企画調整課企画調整グループ

松岡 電話 045-210-3418

## 介護保険法施行条例の一部を改正する条例案の概要

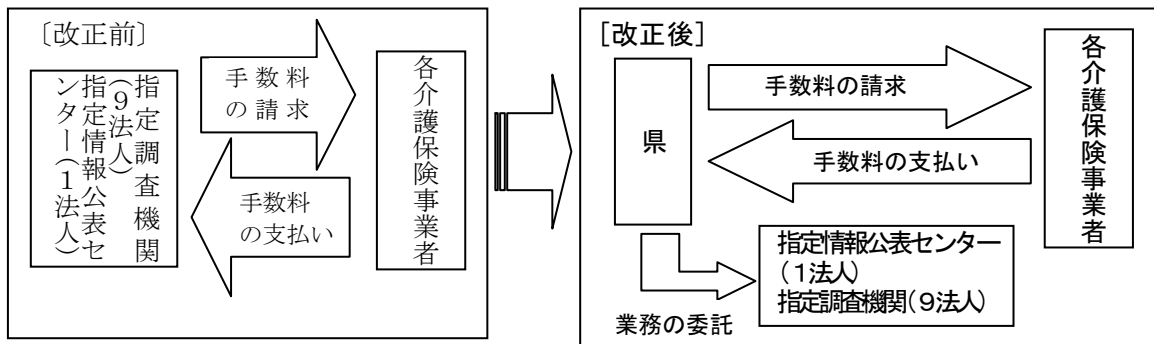
### 1 目的

介護保険法等の一部改正に伴い、介護サービス情報の公表制度に係る手数料等に関し、所要の改正を行う。

### 2 内容

#### (1) 介護サービス情報の公表制度に係る手数料について

介護保険法の一部改正に伴い、介護サービス情報の公表制度に係る手数料について、指定調査機関への介護サービス情報調査手数料及び指定情報公表センターへの介護サービス情報公表手数料に関する規定が削除されたため、指定調査機関及び指定情報公表センターに手数料を納付する旨の規定を削除する。



#### (2) 介護保険財政安定化基金関係について

介護保険法の一部改正に伴い、同法に基づき県に設置されている介護保険財政安定化基金について、保険料率の上昇抑制を目的として平成 24 年度に限って取り崩し、市町村に交付するなどの規定を新設する。

#### (3) 介護療養型医療施設の申請手数料について

健康保険法等の一部改正に伴い、介護療養型医療施設の指定更新申請手数料（25,000 円）の新設等を行う。

#### (4) 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料について

国から登録を受けた法人である(財)社会福祉振興・試験センターが介護支援専門員受講試験の試験問題作成事務に係る手数料単価を「1,000 円」から「700 円」に引き下げたことに伴い、条例に規定している「介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料」を同様に引き下げる。

### 3 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

問い合わせ先		
(介護サービス情報の公表制度に係る手数料について)		
保健福祉局福祉・次世代育成部介護保険課長	菊地原	電話 045-210-4801
保健福祉局福祉・次世代育成部介護保険課指導グループ	麻生	電話 045-210-4840
(介護保険財政安定化基金関係について)		
保健福祉局福祉・次世代育成部高齢福祉課長	小島	電話 045-210-4830
保健福祉局福祉・次世代育成部高齢福祉課介護審査グループ	牟田	電話 045-210-4835
(介護療養型医療施設の申請手数料について)		
保健福祉局福祉・次世代育成部高齢施設課長	竹内	電話 045-210-4850
保健福祉局福祉・次世代育成部高齢施設課保健・居住施設グループ	深井	電話 045-210-4856
(介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料について)		
保健福祉局地域保健福祉部保健福祉人材課長	鈴木	電話 045-210-4742
保健福祉局地域保健福祉部保健福祉人材課保健福祉人材グループ	深谷	電話 045-210-4755

## 神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例案の概要

### 1 目的

道路交通法施行令等の一部改正に伴い、運転免許等に関する手数料の標準額が改められたため、本県の運転免許交付等に係る手数料の額を変更するとともに、運転経歴証明書再交付手数料の新設等を行う。

### 2 内容

#### (1) 手数料額の変更（主なもの）

手数料の名称	区 分	改正後	現 行	
免許証交付手数料	第一種又は第二種運転免許に係る免許証	2,050 円	2,100 円	
免許証再交付手数料	第一種又は第二種運転免許に係る免許証	3,600 円	3,650 円	
免許証更新手数料		2,500 円	2,550 円	
国外運転免許証交付手数料		2,400 円	2,650 円	
講習手数料	原付講習	4,200 円	4,050 円	
	更新時講習	優良運転者講習	600 円	700 円
		一般運転者講習	950 円	1,050 円
		違反運転者講習、初回更新者講習	1,500 円	1,700 円
運転免許試験手数料	指定校卒業者	大型又は中型免許に係る試験	1,600 円	1,850 円
		普通免許に係る試験	1,800 円	2,100 円
		大特、大自二免許等に係る試験	1,750 円	2,000 円
		大型、中型又は普通第二種免許に係る試験	1,750 円	2,000 円
	小特又は原付免許に係る試験	1,500 円	1,650 円	
	うっかり失効等(普通第一種、原付及び小特免許)	1,900 円	2,050 円	
	うっかり失効等(上記以外)	1,900 円	2,000 円	

※具体例：免許証更新時(優良運転者の場合)に要する手数料(免許証更新手数料+講習手数料)  
改正前 3,250 円 ⇒ 改正後 3,100 円 (150 円の減額)

#### (2) 手数料の新設

運転経歴証明書について、身分証明書の機能に実効性を持たせることで運転免許を自主返納した方を支援するため、国において運転経歴証明書制度の見直しが行われた。これにより、道路交通法施行規則が一部改正されたことに伴い、新たに運転経歴証明書の再交付手続が定められたため、「運転経歴証明書再交付手数料 1,000 円」を新設する。

#### (3) その他

その他規定の整理を行う。

### 3 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

問い合わせ先

警察本部交通部運転免許本部免許課 筒井 電話 045-211-1212 内線 785-211

警察本部交通部運転免許本部試験課 辻村 電話 045-211-1212 内線 785-411

### Ⅲ その他の提出予定議案

#### <平成 24 年度関係>

##### 【条 例】

##### ○ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町では、平成 24 年度中に藤沢市内にパスポートセンターを設置することとしており、藤沢市が茅ヶ崎市及び寒川町の住民からのパスポート発給申請等に係る受託事務を処理するに当たり、知事から藤沢市長に申請者の本人確認情報を住民基本台帳ネットワークにより提供するため、当該提供事務を条例に追加する。

[総務局企画調整部市町村行政課 TEL 045-210-3160]

##### ○ 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

障害者自立支援法等の一部改正に伴い、市町村が給付する「地域相談支援給付費」又は「障害児通所給付費」等に係る処分に不服がある障害者等は、知事に対して審査請求できることとなったため、神奈川県障害者介護給付費等不服審査会の設置目的に当該審査請求を追加する。

[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2153]

##### ○ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人住民が新たに住民基本台帳法の適用対象に加えられたため、NPO法人設立の認証申請等において、法人の役員が外国人登録法の適用を受ける外国人である場合に必要となる外国人登録原票の記載内容を証明する書面の規定の削除等を行う。

[県民局県民活動部NPO協働推進課 TEL 045-312-1121 内線 2860]

##### ○ 神奈川県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

障害者基本法の一部改正に伴い、障害者施策推進協議会の機能が見直されたことから「神奈川県障害者施策推進協議会」を、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議、及びその施策の実施状況の監視等の事務を処理するための「神奈川県障害者施策審議会」に改めるなど、所要の改正を行う。

[保健福祉局福祉・次世代育成部障害福祉課 TEL 045-210-4700]

##### 【市町負担金】

##### ○ 建設事業等に対する市町負担金

県が行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部を市町に負担させるもの。

[環境農政局水・緑部水産課 TEL 045-210-4531]

[環境農政局農政部農地保全課 TEL 045-210-4460]

[県土整備局河川下水道部下水道課 TEL 045-210-6440]

##### 【その他】

##### ○ 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更

平成 24 年 4 月 1 日に政令指定都市となる熊本市を全国自治宝くじ事務協議会に加えることに伴い、同協議会規約を変更するため、地方自治法第 252 条の 6 の規定により提案するもの。

[政策局財政部資金調査課 TEL 045-210-2271]

##### ○ 包括外部監査契約の締結

包括外部監査契約の締結(地方自治法の規定に基づき外部の専門家から監査を受けるための契約)について、提案するもの。

[総務局企画調整部行政事務監察課 TEL 045-210-2123]

#### <平成 23 年度関係>

##### 【条 例】

##### ○ 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

・ 介護保険法施行条例の一部改正に伴う指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料の新設等

・ 神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部改正に伴う運転経歴証明書再交付手数料の新設等

[政策局財政部予算調整課 TEL 045-210-2251]

##### ○ 工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定による準則を定める条例の一部を改正する条例

工場立地法の一部改正に伴い、緑地面積率等に係る準則の制定に関する権限が市に移譲されるため、改正法の施行に先立ち、規定の整理を行う。

[商工労働局産業部産業立地課 TEL 045-210-5570]

○ 基金の継続実施に伴い改正するもの6条例

国の制度見直しに伴い、条例の有効期限の延長等を行う。

	条 例 名	改正前	改正後
①	神奈川県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例	平成24年9月30日	平成25年9月30日
②	神奈川県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例	平成24年6月30日	平成25年6月30日
③	神奈川県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	平成24年12月31日	平成25年12月31日
④	神奈川県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	平成24年6月30日	耐震化整備及びスプリンクラー整備の促進を図るために実施する事業に要する事業費の精算が完了する日
⑤	神奈川県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	平成24年12月31日	平成25年12月31日
⑥	神奈川県高校生修学支援等基金条例の一部を改正する条例	平成24年6月30日	平成27年6月30日

①[保健福祉局保健医療部健康増進課 TEL 045-210-4771]

②[保健福祉局保健医療部健康危機管理課 TEL 045-210-4790]

③④[保健福祉局福祉・次世代育成部障害サービス課 TEL 045-210-4712]

⑤[保健福祉局福祉・次世代育成部高齢施設課 TEL 045-210-4850]

⑥[教育局企画調整部学校経理課 TEL 045-210-8103]

○ 神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路法施行令の一部改正に伴い、従来、高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地（インターチェンジ内の敷地等）に限って設置を認められてきた食事施設、購買施設などについて、その他の道路についても占用許可の対象とされたため、新たに食事施設等の占用料の額を定めるなど、所要の改正を行う。

[県土整備局道路部道路管理課 TEL 045-210-6351]

【工事請負契約の締結】

	名 称	工事の場所	工事請負金額
①	県営万騎ヶ原団地公営住宅新築工事（1期－建築）請負契約	横浜市旭区万騎ヶ原地内	7億4,198万3,980円
②	県営逗子桜山団地公営住宅新築工事（1期－建築）請負契約	逗子市桜山内	6億8,060万4,540円
③	横浜立野高校新築工事（建築－第1工区）請負契約	横浜市中区本牧間門内	8億5,624万1,820円

①②[県土整備局建築住宅部公共住宅課 TEL 045-210-6534]

③[教育局企画調整部まなびや計画推進課 TEL 045-210-8062]

【市町負担金】

○ 建設事業等に対する市町負担金

県が行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部を市町に負担させるもの。

[環境農政局水・緑部水産課 TEL 045-210-4531]

[環境農政局農政部農地保全課 TEL 045-210-4460]

[県土整備局河川下水道部下水道課 TEL 045-210-6440]

【その他】

○ 債権の放棄について

神奈川県特別母子福祉資金貸付金等の6債権を放棄するもの。

① 神奈川県特別母子福祉資金貸付金（2債権 57,600円）

② 配水管等き損に伴う賠償金（4債権 370,606円）

①[保健福祉局福祉・次世代育成部子ども家庭課 TEL 045-210-4651]

②[企業局総務部財務課 TEL 045-210-7030]

○ 訴訟の提起について

県奨学金の未納返還金の債務者に対し、支払請求の訴訟を提起するもの。

[教育局企画調整部学校経理課 TEL 045-210-8103]

○ 専決処分について承認を求めること（平成23年度補正予算4件）

県内中小企業への支援対策として、端境期に切れ目のない事業展開を図れるよう、建設事業、補修系事業等について、支出を伴わない債務負担行為を設定するもの。

[政策局財政部予算調整課 TEL 045-210-2251]